琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係　軍用地問題（収用、賃貸、解除保証）1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43637

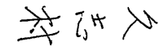

北米局長
参事官
北米課長

政経情報（その80）

S41.10.12

久志村における土地接収の動きについて

みだしのことについては、昨年12月21日に久志村の安部および嘉陽にまたがる1584エーカー（約190万坪）の土地測量が行なわれ、軍用地新規接収の動きが注目されているところであるが、このほど更に同村役所に新たに土地測量調査要請がD・Eから提出され問題視されているので、これに関する情報を次のとおり報告する。

記

1. 1965年12月21日に地形測量および地質調査のための入域許可要請に係る地域

1584エーカー（約190万坪）

入域許可期限は1966年8月31日までとなっていたが、このほど1967年8月31日までと1か年延長更新されている。

2. 新規要請があったもの

1966年8月31日付DEから久志村長あて入域許可要請が提出され、期限は1967年8月31日までの1か年となっている。対象の地域は、久志村の汀間、瀬高、大浦、二見、杉田を含む1106エーカー（約135万坪）となっている。

現段階では基地としての条件に適しているかどうかを調査しているものといわれているが、港湾計画も予定されており、ベトナム戦争と密接な関連があるので米軍当局は調査測量のすみ次第地主や村当局の同意を得て新規接収を行なう可能性がある。いまのところ、測量の段階で村民は静観しているが、接収となれば具志川村昆布の接収問題で反対運動が盛り上っている。さ中であるだけに、左翼勢力の反対運動についてのテコ入れも充分考えられ、大きな波紋を投げるものとみられる。

3. 入域許可要請書（1966.8.31付）

参考までに別添字のとおり添付する。

総理府

(案)　入域許可要請書

地形測量および地質調査を行なうため、1965年12月21日付貴殿の役所に提出した図面に示された(A) 1106エーカー (B) 1584エーカーにわたる地域に在沖米国陸軍工兵隊(U.E)地区の請負業者および機具が入域する権限を付与されることを要請する。

1966年9月1日以降できるだけ早期に入域許可要請し、1967年8月31日またはその以前に完了の予定である。

なお、付与される許可は地形測量地質調査をなすためのものであり、当該地に何人たりとも宿泊せず、また如何なる建築物をも地上に設置しないのは勿論、更に個人所有地、農作物あるいは地上物件に対する損害はないと思われるが、しかし偶発する損害に対しては全て制定された損害賠償手続きに基づき、米合衆国により速やかに補償されるものである。

不動産部

1966. 8. 31

総理府